

<p>開発行為</p>
<p>景観形成基準に対する措置状況説明書</p>
<p>一般地域 開発区域面積 1,000 m²以上</p>
<p>(1) 土地利用</p>
<p>①事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用とする。</p>
<p>記載欄</p>
<p>②事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、周辺と調和したまとまりのある計画とする。</p>
<p>記載欄</p>
<p>③事業地内に歴史的遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。</p>
<p>記載欄</p>
<p>(2) 形態意匠</p>
<p>①大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが出現しないようにする。</p>
<p>記載欄</p>
<p>②擁壁や法面では、自然素材等の活用や壁面緑化等を行い、圧迫感を軽減する。</p>
<p>記載欄</p>
<p>(3) 緑化</p>
<p>①事業地内は可能な限り緑化を図り、みどり豊かな空間を創出する。</p>
<p>記載欄</p>
<p>②緑化にあたっては、周辺の植生に調和した樹種を選定する。</p>
<p>記載欄</p>
<p>上記以外で特に景観に配慮した事項</p>
<p>記載欄</p>